

質問要旨

100万円の予算計上で本市のたばこ問題をどのように考えているのか。啓発事業費の取り組みだけで29年度に条例制定決断の材料を得ることができるのか。条例制定も阪神間で一番遅いことをどうとらえているのか。

答弁要旨

昨年8月に「たばこ対策推進プロジェクトチーム会議」を発足し検討を行ってまいりました。その中間報告として市民の皆さまとともに取組を進めていく尼崎市たばこ対策活動基本方針をまとめ、年度の初めに公表して参ります。この基本方針では、市民の皆さまが健康で安全かつ安心に生活を営むことができる快適な環境の実現を図ることを目指し、平成28年度の予算は、先ずはその普及・啓発を実施するための経費です。

路上喫煙防止条例などを制定しております他都市においては路上喫煙禁止の警告や罰金の徴収のための人件費として何千万円の経費を投じている自治体もあります。逆に川西市のように条例を制定せず「路上喫煙・ポイ捨て

(次ページへ続く)

の防止に関する要綱」により、駅前での路上喫煙や吸い殻のぽい捨てゴミの減少に効果を上げている市もあります。

これらの事例を検討し、まず、本市においてはたばこ対策活動基本方針のもと、重点的に歩きタバコ禁止を啓発してまいります。その取り組みを通じて市民や市内企業へも活動の輪を広げていき、その中で喫煙に関する一定のルールが必要であるという機運を高めた上で条例制定も含めて検討して参ります。

以 上

光本議員 1003・1004 作成部局 健康福祉 No. 1

質問要旨

条例制定がトーンダウンしたのはなぜか。自治条例との違いは何か。

答弁要旨

自治基本条例については、平成25年度より庁内検討会議及び庁内のワーキングチーム会議を設置して議論を重ね、それらの意見を経て、平成26年度より市民懇話会、タウンミーティングなどを実施しています。併せて今年度からは有識者から意見をいただくための「尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議」を開催するなど、手順を踏みながら、取組みを進めているところです。

一方、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議では現在、昨年8月発足以降の半年間の議論を踏まえ、「尼崎市たばこ対策活動基本方針」を公表し、取組みを進めようというところです。

昨年9月の定例会でも、「条例が必要かどうかを含め、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議で検討したい」とご答弁申し上げたところですが、その考えは今も変わっておりません。

（次ページに続く）

歩きたばこの禁止や路上喫煙を規制するには、実行可能なルールづくりが必要であり、28年度の実施状況を見ながら、今後のたばこ対策推進プロジェクトチーム会議で引き続き検討してまいります。

以 上

質疑要旨

生活保護法の規定から考えて、パチンコ等の遊興費に生活保護費を使うことは望ましくないと思うがどうか。

答弁要旨

生活保護法においては、第3条で最低生活の保障が定められているほか、第60条で、生活上の努力義務として支出の節約や生活の維持・向上に努めなければならないと規定されているところです。

こうした法の趣旨から考えますと、生活保護費をパチンコ等の遊興費に使うことで、食費や住宅費などが払えないなど生活を圧迫する場合は、生活保護受給者の最低生活を脅かすことに繋がるため、望ましくないと考えております。

以 上

(参考) 生活保護法

第3条

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第60条

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

質疑要旨

生活改善を図る意味でも、生活保護受給者の遊技場への立ち入りに関する調査を行うべきと思うがどうか。

答弁要旨

生活保護法においては、ギャンブルを直接禁止する規定はなく、また法第60条の生活上の義務についても、あくまで努力義務規定となっております。

そうした中で、生活保護受給者の遊技場への立ち入りに関する調査を行うことは、行動を監視することとなり、常識の範囲の娯楽までも排除し、生活保護制度の利用を自粛させたり、受給者への偏見につながるものではないかと危惧いたします。

本市では同様の調査を行う考えはありませんが、ギャンブル等に限らず、生活保護世帯の安定した生計に支障をきたしている状況があれば、適正な家計管理についての生活指導を行っているところです。

以 上

質疑要旨

遊技場に立ち入る行為を慎み、指示に従うことを約束する誓約書を導入する考えはあるか。

また、誓約を守らなかった場合、保護の一部支給停止等、市民等から理解を得られる運営を行う考えがあるか。

答弁要旨

遊技場に立ち入る行為を慎み、指示に従うことを約束させるような誓約書の導入は、法第60条が努力義務規定であることから、考えておりません。

なお、誓約を守らず生活上の努力義務に違反したことのみをもって、保護費の支給停止等の処分を行うことは適切な対応とは言えず、すでに別府市においても大分県から指導を受けたものと聞き及んでおります。

一方で、ギャンブル等への依存は、生活への支障はもとより、地域社会からの孤立の原因にもなります。

引き続き生活保護受給者への支援・指導を粘り強く行うことで、生活状況の改善を進め、地域社会に受け入れられることを通じて、生活保護制度への理解が進むよう取り組んでまいります。

(以 上)

＜市長答弁＞

光本議員1008－1

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 本市の教育はどのようにあるべきか。また、子供達にはどのような大人に成長し、どのような能力を備えてもらいたいのか。そして、その思いが平成 28 年度予算のどの部分に現れているか。

〔答弁要旨〕

これからの尼崎市の未来を担う子ども達には、まずは、遭遇するであろう困難にくじけず立ち向かうたくましい力、常に感謝の気持ちを持って信頼関係を築く力、少しでも社会に役立とうとする公共心を備えるとともに、尼崎を愛してほしいと思っております。

しかし、そうした子どもを育てる現実社会は厳しいものがあり、私たち大人が、もっと変わらなければならないのも事実です。

子ども達の健全な成長を願って、家庭・地域・学校が一体となった取組が必要であり、市としては、教育環境を整えるためのハード・ソフト両面の充実、子どもの諸問題に

（次のページに続く）

No.2

対して切れ目なく支援するための組織体制など、子どもの育ちを支援することを重視し、予算を編成したところでございます。

以 上

＜教育長答弁＞

光本議員1008－2

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 本市の教育はどのようにあるべきか。また、子ども達にはどのような大人に成長し、どのような能力を備えてもらいたいのか。そして、その思いが平成 28 年度予算のどの部分に現れているか。

〔答弁要旨〕

教育委員会といたしましては、一人ひとりの子どもたちに、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりといった生きる力を身につけさせることが大切であり、そのため、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子ども達を育てることが必要であると考えております。

また、変化の激しいこれからの社会においては、主体的に行動する力や人とつながる力の育成が必要であり、そのため、子ども達が主体的に学習に取り組み、仲間と深く考えながら、課題を解決していくことが大切です。

（次ページへ続く）

そうしたことから、平成28年度の新規事業において、課題の解決や学び合いなどを取り入れた「アクティブ・ラーニング推進事業」や、主体的に地域や社会に参画し、行動する力の育成をめざした「社会力育成事業」を拡大するなどの取組を進めてまいります。

以 上

<教育長答弁>

光本議員 1009 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 旧学力向上クリエイト事業が3つの新規事業になったのは、旧学力向上クリエイト事業を、どのようにチェックし、評価したからなのか。経緯も含め、見解はいかがか。

[答弁要旨]

学力向上クリエイト事業は、学力向上に係る各校の課題解決に向けた主体的な取組を支援するために、平成22年度から実施してきたところでございます。

その結果、今年度の「全国学力・学習状況調査」においては、いずれの学年・教科においても「概ね全国レベル」に達しており、教員の指導力向上を目的とした支援により、「教え方に工夫がされている」と回答した児童生徒の割合が増加したり、家庭学習の定着を目的とした支援により、「宿題をする」と回答した児童生徒の割合が増加し、全国と同程度となっているなど、授業改善や学習習慣の定着に一定の成果があったものと考えております。

(次ページに続く)

一方で、児童生徒の主体的な活動を取り入れた授業の工夫や、予習・復習といった自主的な学習習慣の定着につきましては、改善の余地があるものと考えております。

教育委員会といたしましては、これらの課題に対応するため、従前の「学力向上クリエイト事業」を拡充し、新年度からは、主体的・協働的な学習を進めるための「アクティブ・ラーニング推進事業」、放課後学習や、教室での複数指導を支援する「学力定着支援事業」、「教員指導力向上事業」など、その目的を明確化した事業を実施することで、さらなる学力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以 上

<教育長答弁>

光本議員 1010 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 新規事業を実施することで、旧学力向上クリエイト事業になかった、どのような結果、効果をもたらすのか。

[答弁要旨]

従前の学力向上クリエイト事業に代わり、その目的を明確化した3つの新規事業を実施することにより、課題の解決や学びあいなどを取り入れた、いわゆるアクティブ・ラーニングを推進し、子どもの主体的、協働的な学びが広がり、更なる学力向上が図れるものと考えております。

また、学習に関する興味・関心や、習熟度に差が大きい教科である算数や数学、理科などにおいて、複数指導による、きめ細かな指導を行うことで、より一層基礎学力の定着に図ってまいります。

以 上

<教育長答弁>

光本議員1011

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 児童・生徒ひとりあたりの教育費が西宮市より多いにもかかわらず、学力が劣っている原因は何か。
また、それを覆す具体策は何か。

[答弁要旨]

本市におきましては、学力面に課題があったため、平成16年からの9年間、「尼崎市学力・生活実態調査」を実施し、学力と生活との関連についてのクロス分析を行い、課題を明らかにするとともに、改善策について検討を行い、教育施策の充実を図ってまいりました。

お尋ねの西宮市との関係についてですが、学力の形成は、個人的要因、家庭的要因、学校的要因、社会的要因が複雑に絡み合っており、一概に比較できるものではございませんが、学力向上を図るためには、児童生徒の生活習慣や学習習慣の定着と、教員の指導力を高めることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、それらを改善するために

(次のページに続く)

「学力向上クリエイト事業」をはじめとする学力向上策に取り組んだ結果、さきほども申しました通り、一定の成果が見られたものと評価をしておりますが、新年度からは、「学力定着支援事業」や、「アクティブ・ラーニング推進事業」等を推進することで、児童生徒自らが、積極的に学習に向かう習慣をつける取組を、一層進めてまいります。

以 上

＜教育長答弁＞

光本議員 1012

作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 近隣他都市にはない本市独自の特色ある事業、市内外から魅力に感じられる教育施策はあるのか。

〔答弁要旨〕

本市における学力向上に係る、特色ある取組といたしましては、文部科学省の教育課程特例校制度を活用した、「そろばん」学習による「計算力向上事業」や、図書館司書等により、学校図書館を充実させる取組としての「読書力向上事業」などがあげられます。

新年度からは、教育振興基金を活用した、「英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業」として、中学生の英語検定受験の推奨や英語キャンプ、高校生による海外語学研修の実施などを通じて、コミュニケーション能力の充実を図ります。さらに、「育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業」として、小中学校の音楽会のさらなるレベルアップを図るとともに、中学校及び市立高等学校の吹奏楽部による定期

（次のページに続く）

演奏会を支援するなど、児童生徒による多彩な音楽活動を充実してまいります。

これらの取組を通して、今後とも本市の児童生徒や保護者、市民の方々だけでなく、市外の人々にとっても、魅力が感じられる取組をすすめてまいりたいと考えております。

以 上

質問要旨

本市の防犯カメラの台数や設置について、どのような考え、戦略を持っているのか。

答弁要旨

本市においては、ひったくりの認知件数が県内でも高水準にあったことから、平成25年に警察等の関係団体と共同で、ひったくり撲滅宣言を行い、犯罪心理学者によるアドバイスを受けながら、ひったくり現場表示や自主防犯パトロールの強化、市バスのドライブレコーダー情報の警察への提供協定など、様々な街頭犯罪防止の事業に取り組んでまいりました。

また、今年度から更なるひったくりの認知件数の減少を目的とした、ひったくり発生状況に応じて設置場所を移動する可動式防犯カメラの設置運用や、地域防犯力の向上のため、県補助と連動した防犯カメラ設置補助を開始したところです。

(次ページへ続く)

その結果、ひったくりの認知件数は3年連続で減少し、昨年は平成に入ってから初めて、100件を切るなど着実に成果を上げているところです。

防犯カメラの活用については、引き続き、可動式防犯カメラの効果的な運用を行い、その効果の検証を行うとともに、地域の防犯カメラ設置補助を拡充してまいります。

また、本市では、コンビニエンスストアや商店の店先に多数の民間の防犯カメラがすでに設置されており、これら既設のカメラを有機的に活用することで、更なる効果を高めることから、今後、防犯カメラの全体的な活用方法について研究してまいりたいと考えております。

以 上

<教育長答弁>

光本議員 1014 作成部局 教育委員会 NO. 1

質問要旨 通学路等における、子供の防犯対策のための防犯カメラは、導入されていないのか。

[答弁要旨]

本市におきましては、通学路等における、子どもの防犯対策のために特化して設置した防犯カメラはございません。

しかしながら、子どもたちの安全・安心への取り組みは非常に重要なことであると考えておりますので、教育委員会といたしましては、児童自身の危機回避能力を身につけさせていくとともに、保護者や地域による見守り活動に加えて、学校や警察も連携した防犯活動に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

今後の通学路における防犯カメラの設置の取組みにつきましては、通学路のみならず全市的な安全対策の観点から検討していくべきであると考えております。

以 上

質問要旨

安全安心のまちづくりに力を入れていると市内外にどうアピールするのか。市民や転入者等に「安全安心のまち」をどう実感してもらうのか。

答弁要旨

本市においては、先ほど申し上げました、可動式防犯カメラの設置・運用、プロファイリングを活用した防犯活動、市バスのドライブレコーダー情報の警察への提供協定の締結など、防犯カメラを数多く設置する手法でなく、他の自治体にも例のない、総合的で効果的な事業を実施しております。

その結果、一例をあげますと、ひったくり認知件数も平成24年から比べ約4分の1に減少するなど、大きな成果をあげており、これまでも新聞やテレビといった多数のメディアに取り上げられているところです。

(次ページへ続く)

今後とも、さらに効果的な取組を行い、街頭犯罪認知件数のいっそうの減少に努めて参りますが、こうした事を市内外へ積極的に発信することで、市民の皆様に文字通り「安全安心のまち」を実感していただくことに繋げて参りたいと考えています。

以 上

質疑要旨

本市職員の平均年収は 642 万円で、尼崎市民 1 人あたりの平均年間給与収入額 427 万円と比べても大きな乖離がある。人事院勧告の抽出データは本市の市民給与の実態を反映できていると言えるのか。その妥当性についての見解は。

答弁要旨

人事院の給与勧告とは、公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを基本に行われる、国家公務員法に定められた人事院の責務であり、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもので、その勧告のために行う民間給与の実態調査は、50 人以上の規模の事業所を対象としております。

そのため、国税庁が従業員 50 人未満の事業所も対象として実施する民間給与実態統計調査の結果や本市の市民税所得割納税義務者全体の平均給与収入額とは、その対象範囲も異なりますことから、おのずとその結果も異なってまいります。

(次ページへ続く)

いずれにしても、地方公務員の給与については、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と地方公務員法で定められておりますことから、本市としては、他の人事委員会を持たない多くの自治体と同様に、人事院勧告を踏まえた国家公務員との均衡を図ることで、他の自治体や民間の給与水準とも均衡のとれた給与制度を維持していく必要があるものと考えております。

以 上

質疑要旨

財政難である中、今後も人事院勧告に従ってベースアップを本当にするべきなのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁致しましたとおり、人事委員会を持たない本市職員の給与につきましては、人事院勧告を踏まえた国家公務員との均衡を図っていく必要があると考えております。

こうしたことから、これまでもベースアップに限らず、ベースダウンの際も、あるいは今般の「給与制度の総合的見直し」や平成 19 年度の「給与構造改革」をはじめ、各種手当の見直し、55 歳を超える職員の昇給停止など、給与水準の引き下げにつながる勧告がなされた時も、国に準拠した対応を行ってきており、今後もこのような考え方を基本としてまいりたいと考えております。

なお、そのほかにも運用昇給制度の廃止や役職構造の見直し、初任給水準の引き下げなど、市独自の構造的な見直しも行っており、それらも含めこれまでに実施した様々な見直しの効果が着実に表れてきております。

以 上

光本議員 2001 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 施策評価結果と尼崎版総合戦略を踏まえた
予算の編成について、どのように総括しているか。

答弁要旨

これまでもご答弁申し上げてきましたとおり、28年度の予算編成にあたりましては、市制100周年を尼崎の魅力や取組を発信するうえでの大きなチャンスと捉え、城内まちづくり事業をはじめとする、市制100周年記念事業を積極的に盛り込みました。

また、若年世代の定住・転入を促進するため、学力向上などの「教育・子育て」、自転車総合政策などの「安全安心のまちづくり」、自治基本条例制定に向けた取組など「市民自治のまちづくり」について予算等を重点配分いたしました。

あわせて、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、さらなる構造改革の推進や投資的事業の調整などによる将来負担の抑制に積極的に取り組むとともに、支所と地区会館の統合など、公共施設再編の取組も進めています。

(次ページへ続く)

このように28年度予算は、100周年を次の飛躍に向けたチャンスとして強く意識しながら、持続可能な行財政基盤の確立と、ありたいまちの実現に向けて、改めの決意を込めた予算になったと考えております。

以 上

光本議員 2002 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 現時点の将来負担見通しにおいて、平成34年度の最終目標が達成できない見通しとなっていることに対する見解は。目標達成のための具体策は。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、現時点での見通しにおける目標管理対象となる将来負担の残高は、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに掲げる目標数値を上回る見込みとなっております。

将来負担を押し上げる要因の一つには、公共施設の最適化に係る取組がありますが、この中で生じた大規模な土地の売り払い収入については、原則として基金に積み立て、取組を進める中で、将来負担に対する財源を確保することとしております。

また、学校施設耐震化事業等を進めるにあたって、充当率が高く、手厚い交付税措置がある市債を積極的に活用してきており、こうした市債は、将来負担を押し上げる要因となるものの、後年度の財政負担を軽減できることとなります。

(次ページへ続く)

プロジェクトの中間総括では、こうした土地売払収入の基金への積立や、交付税措置の有利な市債の積極活用など、将来を見据えて講じてきた財政運営上の手法も踏まえながら、将来負担の抑制についての評価を行っていきたいと考えておりますが、今後におきましても、引き続き、投資的事業の総量や実施時期等について、適切に調整を行ってまいります。

以 上

■目標管理対象将来負担の前回比較

(億円、表示単位未満四捨五入)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
H27.2月版	2,005	1,897	1,862	1,756	1,662	1,569	1,479	1,381	1,285	1,192
H28.2月版	2,005	1,887	1,838	1,749	1,674	1,593	1,508	1,417	1,309	1,194

中間目標 1,550 以下

最終目標 1,100 以下

(目標比 +124)

(目標比 +94)

(参考)緊防債等(H26-28発行分)交付税措置見込額 127

95

(参考)緊防債等(H26-29発行分)交付税措置加味後 1,547

1,099

光本議員 2003 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 シビックプライドにも繋がり、市外の方からも魅力に感じられる、本市独自の未来志向の目玉施策はどれか。また、それらを市内外にどのようにアピールしているのか。

答弁要旨

市制100周年を迎える平成28年は、わがまちの歴史と文化を改めて学び、次の100年に向けて確かな一歩を踏み出す節目の年です。

ご寄付いただく尼崎城をシンボルに、「都心と歴史文化ゾーンが調和した交流と学びの拠点の創生」を目指して、新たにスタートするこの城内地区のまちづくり整備をシビックプライドの醸成、そして多くの来訪者につなげていきます。

また、成熟期を迎えた本市においては、未来を担う人材が育つまちづくりが求められています。昨年高い評価を頂いたサマーセミナーのような取組みは、まちのイメージ向上にもつながります。

「みんなの尼崎大学」スタートに向けた取組みを含め、聖トマス大学跡地を活用した学びの仕組みづくりを進めます。

(次ページに続く)

これらの取組については、記者会見や市報、ホームページなどでPRし、新聞等に取り上げられたものもごさいますが、今後も、より戦略的・効果的な情報発信に努めてまいります。

以 上

光本議員 2004 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 教育委員会の施策で、今後の市政に深く関わる可能性のある施策について、市長はどこまで決定に携わることができるのか。

答弁要旨

首長と教育委員会の両者が、教育施策をはじめとする、子どもたちに関わる重要な施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることは、未来を担う子どもたちにとって重要であると考えております。

この考え方のもと平成27年4月に設置した総合教育会議をはじめ、政策推進会議や私が座長をしている全庁的なプロジェクト会議など、様々な機会において、十分協議してまいりたいと考えております。

以 上

光本議員 2005

作成部局 総務局

No. 1

質問要旨 IT 活用の重要性と可能性をどのようにと
らえ、これからの自治体運営にどのような役割を果
たすと考えているか。また、具体的にどのような事
業で実施して行ける可能性があると考えているか。

[答弁要旨]

今や IT は社会インフラのひとつで、行政にとっても欠く
ことができない重要なツールとして、様々な分野で有効活
用できるものと認識しています。これからも IT を活用
した施策により、行政サービスの向上や市民との協働に役
立てていきたいと考えております。

具体的な事業につきましては、先月 25 日に本市にお
いても「尼崎市オープンデータカタログサイト」を開設したところ
であり、今後データを充実し、市内事業者などが持つデ
ータと融合していけば、市民や事業者との協働による地
域課題の解決や新しいサービスの創出などの促進に繋げ
ていくことができると思います。また、来年度早期に市
公式ホームページのスマートフォン対応を予定しており、LINE@と
絡めて若いお母さんなど子育て世代への効果的な情報
発信・収集の検討を進め、定住促進や子育て施策へと
展開していきたいと考えております。(以 上)

光本議員 2006 作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

北部保健福祉センターの設置に伴う賃貸借契約はいつ締結されるのか。契約が遅れた理由は何か。

答弁要旨

北部の保健福祉センターを設置する予定の塚口さんさんタウンにつきましては、3 番館の建替えに向けた検討が進められる中で、1 番館の区分所有者から床をお借りする交渉を続けてまいりました。

保健福祉センターとして使用する床につきましては、およそ 3,000 m²といった広い面積をお借りする必要があることなどから、協議が整うまでに日時を要しましたが、昨年 10 月末に基本的な合意に達し、先日 2 月 22 日付けで、賃料や契約期間など諸条件についての確認書を取り交わしたところです。

正式な賃貸借契約につきましては、今月末には締結を行う予定としております。

以 上

光本議員 2007 作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

塚口さんさんタウンの賃貸借契約期間満了後に立ち退きや建物の解体の可能性があることについて、またコスト面の検証について、どう考えているのか。

答弁要旨

北部の保健福祉センターの設置を予定しております
塚口さんさんタウンの 1 番館につきましては、竣工から 40 年弱が経過する施設でございますが、昨年に耐震補強工事を終えたばかりであり、今後とも適切に保全されれば、十分な使用期間が見込めると考えております。

こうした中、保健福祉センターの設置に向け、1 番館の区分所有者と、まずは 10 年間の定期建物賃貸借契約を締結することとしておりますが、契約期間満了後につきましても、保健福祉業務の拠点として、安定的にサービスの提供ができるよう、引き続き床をお借りする協議を行うことになるものと、現時点では考えております。

(次ページに続く)

また、床の賃料につきましては、月額 1 坪当たり 7,000 円で協議が整い、現在 3 番館に設置している塚口サービスセンターの賃料と比べましても、3 割程度、安い金額となることから、新たに施設を建設し、長年にわたり維持・保全していくことを考えますと、経費的にも有利な額で床をお借りすることができるものと見込んでおります。

以 上

光本議員 2008

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

保健福祉センターの設置について、現在の計画以外の手段を検討する考えはないか。

答弁要旨

保健福祉業務の集約・再編につきましては、限られた財源や人的資源の中で、多様化、増大する福祉需要への対応と乳幼児健診の環境改善といった課題を解消し、市民サービスの一層の充実を図るため実施するものです。

業務の集約にあたりましては、市域内の配置バランスや交通の利便性を考慮するとともに、既存の施設を活用することによって、必要なスペースを確保するといった経費面も考え合わせる中で、北部は塚口さんさんタウン、南部については出屋敷リベル内に保健福祉センターを設置することとしたものです。

保健福祉業務の2所化につきましては、こうした様々な状況を勘案しながら、総合的な判断のもとで進めてきたところですので、着実に現在の計画の実現に向け、取り組んでまいります。

(以 上)

光本議員

2009

作成部局 健康福祉局

質問要旨 市民から乳幼児健診を 6 地区で行ってほしいという要望や受診率が低下した場合、新複合施設の活用も含め、6 地区で健診を実施する考えはないか

答弁要旨

先程らいから、ご答弁申し上げておりますとおり、乳幼児健診の 2 カ所集約につきましては、健診環境の改善を最優先に考え、利便性の高い駅前に集約する中で、十分なスペースと設備を整え、より安全・安心に実施していこうとしております。

また、何らかの事情で、指定した保健福祉センターへ来られない方につきましては、その事情を十分にお聞きしたうえで、受診日や場所を調整するといった対応を行うとともに、集約後の受診動向を踏まえたうえで、課題があるようでしたら、2 カ所の保健福祉センターでの、休日健診の実施も検討し、受診率の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様へは、こうした内容も含めて、保健・福祉業務の再編目的や全体像を丁寧にご説明し、ご理解とご協力をいただけるように努めて参ります。 (以 上)

光本議員 2010

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 再開発等促進区を定める地区計画は、隣接地権者の同意も不要という理解でよいか。

答弁要旨

再開発等促進区を定める地区計画は、都市の良好な資産の形成に資するプロジェクトや良好な中高層の住宅市街地の開発整備を誘導することにより、都市環境の整備・改善及び良好な地域社会の形成に寄与しつつ、土地の高度利用と都市機能の増進を図ることを目的として定めるもので、建築物等の用途や容積率などの制限を緩和することが可能となっております。

都市計画提案制度に基づく提案の場合、尼崎市都市計画提案手続きに関する要綱に基づき、周辺環境に配慮されていること、周辺住民等への説明が十分に行われ理解が得られていることなどが、都市計画の決定にあたっての判断基準となります。

したがって、特に既存の規制内容を緩和しようとする場合は、周辺環境に与える影響を考慮し、隣接地権者の理解を得ることが必要と考えております。

以 上

光本議員 2011

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 工業地域内で住宅と業務施設が共存するまちづくりをする場合、住宅敷地周縁部に6mかつ総事業地積の25%の緩衝緑地を確保すれば、容積算入できるとの理解でよいか。

答弁要旨

尼崎市住環境整備条例では、工業地域に住宅を建築する場合、住宅敷地の境界に沿ってその外側に幅員6メートル以上かつ住宅の事業施行地積の25パーセント以上の緑地を整備することとしております。

一方、住宅及び工場が周辺と調和して共存する土地利用方針を地区計画等で定める場合は、その区域の緑地を住宅の敷地に含めることが可能となります。

いずれにいたしましても、それらの都市計画の手続きを進めるにあたりましては、その区域内はもちろん、周辺区域の関係権利者の理解を得ていることが極めて重要なのは申すまでもありません。

以 上

光本議員 2012・2013作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 地域貢献に資する優良な開発プロジェクト等に対する容積率の緩和は、300～400%の範囲内で定めるのか。

また、本市の求める本社業務機能及び研究開発機能等を誘致する開発計画は、少なくとも容積率を350%以上に設定し、400%まで緩和すると解釈してよいのか。

答弁要旨

再開発等促進区を定め、容積率制限を緩和するにあたりましては、周辺地域も含めた都市基盤の整備状況や、周辺地域に対する環境上の影響等を検討し、開発計画における道路、公園などの公共施設整備、公共的なオープンスペースの確保、その地域に求められる機能の導入など、良好な地域社会の形成に対する寄与の程度について総合的な評価を行い、地区計画の中で容積率の上限等の案を策定し、都市計画審議会等の審議を経たうえで都市計画として定めるものです。

(次ページへ続く)

No.2

また、お尋ねの本社業務機能及び研究開発機能等を誘致する計画いかんにかかわらず、容積率の範囲が300～400%で定まっているものではありません。

以 上

光本議員 2014 問目 作成部局 企画財政局 NO. 1

質問要旨 外国人観光客の誘致について、多言語の案内リーフレットの作成だけでは不十分と考えるがどうか。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、日本を訪れる外国人観光客が増加しており、本市においても、多数の外国人旅行者が宿泊しているところです。しかしながら、現在、本市での宿泊は団体客が中心で、昼間に京都、大阪等を観光する日程が組まれており、尼崎の魅力を体験していただくことがなかなかできていない状況です。

そうした状況を踏まえ、本年2月、外国人の方も楽しんでいただけるような施設や飲食店等を紹介する「尼崎おもてなしパンフレット」を作成いたしました。こちらは英語、韓国語、日本語、および中国語が^{はんたいじ}繁体字と^{かんたいじ}簡体字、の5種類、合計10万部を発行いたしまして、市内のホテル、駅等で配付しているほか、市のホームページにも掲載しているところです。

今後の外国人観光客誘致に向けた対策につきましては、まずはこのパンフレットの効果や影響を見極めながら検討してまいりたいと考えております。 以 上

光本議員 2015問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 本市においても民泊条例を制定し、市内経済の活性化を図るべきと考えるが、どうか。

答弁要旨

国家戦略特区における旅館業法の特例、いわゆる「民泊」につきましては、国家戦略特区の指定を受けている、本市を含めた兵庫県内の地方公共団体において活用が認められておりますが、実施にあたりましては、県及び県内の保健所設置市との連携が求められることから、まずは県の動向を注視しているところです。

なお、現在、国において検討会が開催されており、国家戦略特区の指定にとらわれずに民泊を解禁する旨の検討が進められているとのことで、こうした動きにも留意してまいりたいと考えております。

以 上

光本議員 2016 作成部局 選挙管理委員会 No.1

質問要旨

選挙管理委員会が積極的に、大学や高等学校に対して、選挙について指導することについての見解は。

答弁要旨

今年の1月に、市内公私立14校の生徒指導部長、教育委員会、警察署等で組織する尼崎市高等学校生徒指導協議会より依頼を受けまして、選挙管理委員会事務局が選挙制度や選挙運動の注意点などを説明する出前授業を実施いたしました。その際に、学校において模擬投票を行ったり、出前授業を希望する場合は、選挙管理委員会として協力するといった呼びかけを行っております。

また、平成28年度より市政出前講座のテーマに「選挙について」を設け、講座対象者を一般の方から子ども・青少年までとし、幅広く実施していきたいと考えております。

更に、年度当初の校長会等にも出向き、選挙管理委員会として出前授業を行うことを周知してまいります。

以 上

<教育長答弁>

光本議員 2017

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 学校や教員に政治的中立をどのように確保するのか。

[答弁要旨]

本市の市立高等学校では、従前から「公民」の授業の中で、主権者として主体的に政治に参加しようとする態度の育成に努めており、その際、教員は、教育基本法に示されている政治的中立性を保ち、指導してまいりました。

しかしながら、このたびの法改正を受け、学校においては、具体的な実践型の指導が求められており、活動の拡大も予想されることから、これまで以上に教員の政治的中立性に留意した指導が求められております。

そのため、国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の教員用指導書の中には、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」が細かく記載されており、今後、教育委員会といたしましては、ご指摘の国の通知や副教材の内容の周知を図ることで、教員の政治的中立性の確保について指導してまいります。

(以 上)

質問要旨

高等学校のモデル校を選定し、期日前投票所を設けることについての考えは。

答弁要旨

今年の夏の参議院選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに伴い、高校生や大学生が身近に投票できる環境をつくり、政治・選挙への意識を向上させる必要がございます。

熊本県では、モデル事業として高等学校に期日前投票所を設置するという先進的な取り組みをされるという報道もございます。

尼崎市におきましては、現状、困難ではありますが、まずは大学での設置を、引き続き働きかけて参りたいと考えております。

高等学校におきましては、投票ができない1・2年生や3年生のうち誕生日を迎えていない18歳未満の生徒が多数いるため、検討するまでには至っておりません。

以 上

(参考)

モデル事業

熊本県選挙管理委員会が県下の選挙管理委員会に対し、高等学校内への期日前投票所の設置を呼び掛け、大津町の2校で設置することとなった。